

## JMRC東北ラリー共済運営細則

JMRC東北モータースポーツ共済規定に基づき細則を定める。

### 第1条 JMRC東北ラリー共済制度の目的

本制度は、1競技会のみ有効な共済であり、第2条に定める内容において、不慮の事故による対人の死亡及び物損事故に対する共済金補償を目的とする。

また、あくまでも保険ではないので、自賠責保険、個人が加入する競技会に有効な任意保険の支払いを優先とし、その不足の充当として本共済制度を運用する。

### 第2条 対象範囲

1. JMRC東北に加盟するクラブ、団体が主催するJAF公認(クローズド競技及び講習会含む)のラリー競技会。
2. 東北地区以外でのJAF公認(クローズド競技及び講習会含む)のラリー競技会において、その競技会主催者が当該地区のJMRCに加盟しており、かつこの共済制度を競技会の参加に有効なものと認めた場合。

### 第3条 加入条件

1. ドライバーはJMRC東北に加盟するクラブ、団体に所属していること。またはJMRC東北の個人会員であること。
2. 本共済には搭乗者保険が含まれていないため、ドライバー、コ・ドライバーともに競技中搭乗者に対し有効な任意保険やスポーツ安全保険のB・C区分又は各地区JMRC見舞金制度等に加入していること。

### 第4条 有効期間

競技会開始(参加確認又はレキ受付)から競技会終了(最終TC通過)までとする。

### 第5条 申込み手続き

所定の申込書をラリー競技会事務局に送付し、入金を確認された時点で手続完了とみなす。

### 第6条 共済掛金

1. 1競技会につき 5000 円/1台
2. 掛金は返金しない。

### 第7条 対人共済金補償額と支払い

1. 対人 1 名につき、死亡時最高額 100 万円を支払う。
2. 1競技会での上限は計 300 万円とする。
3. 同一年度内での上限は 500 万円とする。

### 第8条 対物共済金補償額と支払い

1. 1事故で最高 30 万円(免責 10 万円含む)を支払う。
2. 1競技会での上限は免責金額除き合計 50 万円までとする。
3. 競技参加車(リタイヤを含む)への物損事故は免責とする。

### 第9条 共済金受取人

共済金受取人は次のとおりとする。

1. 対人に関して死亡の場合、法定相続人。
2. 対物共済金に関しては、ラリー共済加入者に支払われる。

### 第10条 共済金申請の方法

1. 事故発生のときは、所定の事故報告書を可及的速やかにJMRC東北事務局に届け出る。
2. 共済金の申請は、本人又はその代理人が主催者を通じ、所定の申請用紙により行うものとする。
3. 共済金申請は、所定の共済金申請書に必要項目を記入し、必要と思われる書類を添付し、JMRC東北に提出する。
4. 共済金の申請は、事故発生日の翌日から数えて、90 日以内に行う。
5. 対物共済金請求は、競技会主催者を通じて、JMRC東北事務局に修理見積書を提出する。

### 第11条 支払い審査

申請に基づき、JMRC東北共済委員会(必要に応じてラリー部会他も加える)はその都度速やかに審議し、JMRC東北運営委員会で決議する。

2025年2月 16 日改定